



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 民有保安林の指定の解除 (森林管理課) 1
- 道路の区域の変更 (道路管理課) 1
- 公共測量の実施の通知・4件 (道路管理課) 2

公 告

- 建設業者の許可の取消し (技術・建設業課) 2
- 開発行為に関する工事の完了・2件 (建築指導課) 4

病院事業局事項

- 令和2年4月1日における職員の任命に関する規程 5

告 示

沖縄県告示第431号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。
令和元年12月20日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 解除に係る保安林の所在場所 宮古島市伊良部字伊良部北下地1494番1・1494番3・1494番5・1494番8 (以上4筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県宮古農林水産振興センター農林水産整備課において縦覧に供する。)

沖縄県告示第432号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県北部土木事務所において、令和元年12月20日から令和2年1月9日まで一般の縦覧に供する。

令和元年12月20日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 13号線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	名護市字久志当原283番地3から 名護市字久志久富原168番地地先まで	6.6m ~ 31.2m	1,107.8m
新	名護市字久志当原283番地3から 名護市字久志久富原168番地地先まで	13.0m ~ 69.2m	1,053.9m

沖縄県告示第433号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄総合事務局南部国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年12月20日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 宜野湾市、浦添市、糸満市、豊見城市、うるま市、読谷村及び南風原町のそれぞれの一部
- 2 公共測量を実施する期間 令和元年8月22日から令和2年2月28日まで
- 3 作業種類 公共測量（道路計画）

沖縄県告示第434号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、那覇地方務局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年12月20日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 那覇市泊3丁目及び前島3丁目地内
- 2 公共測量を実施する期間 令和元年11月15日から令和2年2月28日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第435号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北谷町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年12月20日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 北谷町（一部）
- 2 公共測量を実施する期間 令和元年10月31日から令和2年3月27日まで
- 3 作業種類 公共測量

沖縄県告示第436号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、宮古島市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年12月20日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 宮古島市全域
- 2 公共測量を実施する期間 令和2年1月1日から同年3月31日まで
- 3 作業種類 公共測量（デジタル撮影）

公 告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

令和元年12月20日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 (1) 処分をした年月日 令和元年7月26日
- (2) 商号名 澤田組
- (3) 代表者名 澤田博

- (4) 所在地 北谷町字宮城2番地172
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-29) 第11217号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和元年7月5日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 2(1) 処分をした年月日 令和元年7月29日
 - (2) 商号名 有限会社アサト電気
 - (3) 代表者名 安里昌廣
 - (4) 所在地 与那原町字与那原1151番地の2
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-30) 第7450号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和元年6月27日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業を廃止した旨の届出があった。
- 3(1) 処分をした年月日 令和元年7月29日
 - (2) 商号名 株式会社信晃企画
 - (3) 代表者名 津田良章
 - (4) 所在地 石垣市字新川2136番地6
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-27) 第9974号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和元年7月1日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 4(1) 処分をした年月日 令和元年7月29日
 - (2) 商号名 太平鉄工
 - (3) 代表者名 渡口平介
 - (4) 所在地 西原町字小那覇1473番地
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-27) 第7331号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和元年7月3日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 5(1) 処分をした年月日 令和元年7月29日
 - (2) 商号名 有限会社崎山建設
 - (3) 代表者名 崎山朝光
 - (4) 所在地 名護市字辺野古913番地20
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-28) 第9532号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和元年7月4日付けで、建設業法第12条に基づき造園工事業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 令和元年7月29日
 - (2) 商号名 有限会社共栄建設
 - (3) 代表者名 花城奈津子
 - (4) 所在地 金武町字金武10454番地
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-28) 第4043号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和元年7月12日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 令和元年7月29日
 - (2) 商号名 有限会社産業交通
 - (3) 代表者名 豊見山久美
 - (4) 所在地 石垣市字平得86番地
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-28) 第5857号

- (6) 処分の内容 許可した業種のうち塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和元年7月12日付けで、建設業法第12条に基づき塗装工事業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 令和元年8月8日
- (2) 商号名 並里工業
- (3) 代表者名 並里昌蔵
- (4) 所在地 名護市宇茂佐の森三丁目6番地1
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-26)第11694号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和元年7月16日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 令和元年8月8日
- (2) 商号名 徳田内装
- (3) 代表者名 徳田和希
- (4) 所在地 糸満市西崎二丁目43番6号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-29)第13279号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和元年7月17日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和元年12月20日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和元年7月9日 沖縄県指令土第517号、令和元年11月8日 沖縄県指令土第781号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 本部町字東長田原554番1、554番3、554番10、554番15、554番17、554番18、555番1、556番1及び575番1（1工区）
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1 株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森信
- 5 検査済証番号 令和元年12月2日 第4617号
- 6 工事完了年月日 令和元年11月24日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和元年12月20日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年6月15日 沖縄県指令土第510号、平成28年10月31日 沖縄県指令土第821号（変更）、平成29年3月3日 沖縄県指令土第158号（変更）、平成29年10月13日 沖縄県指令土第709号（変更）、平成30年1月12日 沖縄県指令土第34号（変更）、平成30年7月23日 沖縄県指令土第582号（変更）、平成31年4月19日 沖縄県指令土第347号（変更）、令和元年11月28日 沖縄県指令土第815号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 嘉手納町字屋良一丁目31番1ほか7筆（小学校1工区及び幼稚園2工区）
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 嘉手納町字嘉手納588番地 嘉手納町長 當山宏
- 5 検査済証番号 令和元年12月5日 第4618号

6 工事完了年月日 令和元年11月28日

病院事業局事項

沖縄県病院事業局訓令第6号

令和2年4月1日における職員の任命に関する規程を次のように定める。

令和元年12月20日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 我那覇 仁

令和2年4月1日における職員の任命に関する規程

(職員の任命)

第1条 令和2年3月31日において、病院事業総務課、病院事業経営課、北部病院、中部病院、南部医療センター・こども医療センター、宮古病院、八重山病院若しくは精和病院に在職している者又はこれらに設置されている職に補せられている者は、別に発せられない限り、同年4月1日（以下「適用日」という。）をもって沖縄県全域を勤務地域とする広域異動職員の職に命ぜられるものとする。

2 局長は、次条から第7条までの規定により、適用日に職員を地域異動職員の職に任命することができる。この場合においては、第6条の規定により辞令を交付するものとする。

(定義)

第2条 この規程において「職員」とは、適用日の前日から引き続き適用日に沖縄県病院事業局に在職している者（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する特別職の嘱託員、同法第17条第1項の規定により任用された非常勤職員若しくは同法第22条第2項の規定により臨時的に任用された者又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項の規定により任期を定めて任用された者若しくは臨時的に任用された者を除く。）をいう。

2 この規程において「転任」とは、局長が職員を適用日に地域異動職員の職に任命すること（昇任又は降任に該当するものを除く。）をいう。

3 この規程において「地域異動職員」とは、勤務地域を限定して沖縄県病院事業の業務に従事する職員をいう。

4 この規程において「局長」とは、沖縄県病院事業の設置等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第35号）第4条に規定する病院事業局長をいう。

(転任の申出ができない者)

第3条 他の任命権者で採用された者で地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の3の規定により他の任命権者から病院事業局への出向を命ぜられ、病院事業局職員に採用された者で、令和元年12月20日から適用日の前日までの間に病院事業局で在職する職員（辞令に代わる訓令（平成18年沖縄県訓令第31号）により病院事業局に出向を命ぜられ平成18年4月1日から引き続き適用日の前日まで病院事業局に在職する者を除く。）は、転任されることを申し出ることができない。

(転任手続)

第4条 転任されることを希望する職員は、令和2年1月6日から同月19日までに転任申出書（別記様式）により局長に申し出なければならない。

2 職員は、地域異動職員の意義、職責その他を十分考慮して、自らの自由意思に基づき転任されることを申し出るものとし、転任後においては、転任される前の身分に相当する職になることができないことを了解して申し出なければならない。

3 局長は、前2項の規定により転任されることを申し出た者（以下「転任申出者」という。）のうちから、職員の配置上の事情等を勘案し地域異動職員の職に任命するものとする。

4 局長は、転任申出者のうち、任命しようとする地域異動職員の職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該任命しようとする地域異動職員の職についての適性を有すると認められる者について地域異動職員の職に任命するものとする。

5 局長は、転任申出者が前項の標準職務遂行能力及び適性を有するかの判断を面接及び人事評価の結果その他当該職員の勤務成績により行う。面接においては、転任申出者が地域異動職員の職に適性を有する者であるかどうかを慎重に判断しなければならない。

6 この規程に定めるもののほか、転任の手續に必要な事項は、局長が定める。

(面接の実施)

第5条 局長は、前条第5項に規定する面接を実施しようとするときは、あらかじめその日時、場所その他面接の実施に関し必要な事項を職員に通知する。

2 前条第5項に規定する面接は、病院事業総務課に属する職員のうちから局長が指名する者が行う。

(転任の発令)

第6条 転任は、令和2年4月1日に人事異動通知書により発令するものとする。

(出向職員の特例)

第7条 地方自治法第180条の3の規定により病院事業局から他の任命権者に出向を命ぜられ、令和元年12月20日から適用日の前日までの間に他の任命権者に任用されている者のうち、局長が認める者については、職員に準ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和元年12月20日から施行する。

(施行後採用職員の申出期間の経過措置)

2 令和2年1月7日以後に採用された職員に対する第4条第1項の規定の適用については、同項中「同月19日」とあるのは、「採用の日から起算して14日を経過した日又は令和2年3月31日のいずれか早い日」とする。

別記様式 (第4条関係)

転任申出書

年 月 日

沖縄県病院事業局長 殿

所属名
職種名
職名
職員番号
採用年月日
住所
氏名 印

令和2年4月1日における職員の任命に関する規程第4条第1項の規定により、私は、下記のとおり令和2年4月1日から地域異動職員として身分取扱いされることを申し出ます。

記

1 希望する勤務地域 中部地域 南部地域 宮古地域 八重山地域

2 転任を申し出る理由

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 光文堂コミュニケーションズ株式会社 〒901-1111 南風原町字兼城577番地</p>
---	---